

## 社会福祉法人八海福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八海福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬)

第3条 常勤の役員（理事長等）については、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常勤の役員（理事長等）報酬の支給額は、評議員会の決議により、別表1の報酬額を決定する。

### (役員の実費弁償)

第4条 役員が理事会等に出席し、報酬を支払う場合は、別表2によりその都度支払う。ただし、理事が施設の職員（施設長等）を兼ねる場合は、これを支払わない。

2 施設までの交通費は、実費弁償費として実費に換算して支払う。

### (役員の実務報酬等)

第5条 理事等が理事長の命を受けて、理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を実費弁償費として支払うことができる。

### (監事の実務報酬等)

第6条 監事が法人及び施設運営状況について、指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を実費弁償費として支払うことができる。

### (評議員の実務報酬等)

第7条 評議員は無報酬とし、評議員会に出席した場合には、別表3により費用弁償をその都度支払う。

2 施設までの交通費は、実費弁償費として実費に換算して支払う。

### (出張旅費・日当)

第8条 役員等が法人業務のために出張する場合は、本規程の費用弁償と役員旅費規程に定める旅費・日当をあわせて支払う。

(公 表)

第9条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和 2年3月27日から施行する。

別表1

項 目	報 酬 (年額)	実費弁償額
理事長等報酬 (常勤)	16,700,000円	通勤手当報酬に含む

別表2

項 目	報 酬 (日額)	実費弁償額
理事会出席報酬等	10,000円	交通費実費
理事業務報酬等	10,000円	交通費実費
監事監査報酬等	10,000円	交通費実費

※ 報酬 (日額) は、4時間未満の場合5,000円 (半額) とする。

※ 交通費実費は役員旅費規程に定める車賃 (私有車1km@30円) とする。

別表3

項 目	日 額	実費弁償額
評議員会への出席	10,000円	交通費実費

※ 報酬 (日額) は、4時間未満の場合5,000円 (半額) とする。

※ 交通費実費は役員旅費規程に定める車賃 (私有車1km@30円) とする。